

○国立大学法人京都工芸繊維大学教員の任期に関する規則

(平成11年12月16日制定)

改正	平成13年3月15日	平成13年10月25日
	平成14年2月21日	平成14年9月26日
	平成15年1月23日	平成15年3月20日
	平成15年7月31日	平成16年4月1日
	平成17年6月20日	平成18年9月21日
	平成18年11月16日	平成18年12月21日
	平成21年3月26日	平成21年12月17日
	平成22年4月15日	平成25年3月14日
	平成25年12月26日	一年一月一日制定第一号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第5条第2項及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第14条第1項の規定に基づき、国立大学法人京都工芸繊維大学(以下「本学」という。)に勤務する教員との労働契約における任期に関する事項を定めるものとする。

(任期を定める要件)

第2条 教員を雇用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、教員との労働契約において任期を定める。

- (1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究であり、教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職のうち、別表1に掲げる組織及び職に就けるとき。
- (2) 本学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。
- (3) 講師、助教、助手の職に就けるとき。

(任期を定めて雇用する組織、職等)

第3条 前条第1号に規定する任期を定めて雇用する教員の任期及び再任に関する事項は、別表1に掲げるとおりとする。

追加されます

2 前条第2号に規定する任期を定めて雇用する教員の任期及び再任に関する事項は、雇用する教員ごとに学長が定めるものとする。

3 [旧:2] 前条第3号に規定する任期を定めて雇用する教員の任期及び再任に関する事項は、別表2に掲げるとおりとする。

4 [旧:3] 任期を定めて雇用される教員は、当該任期中(当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。)であっても、その意思により退職することができるものとする。

5 [旧:4] 第1項及び第2項から第3項の規定にかかわらず、任期の途中で国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)第15条第1項第2号に規定する退職の日を迎えることとなる教員の任期の終期は、当該退職の日とする。

(任期の定めのない教員への転換)

第4条 前条第1項又は第2項第3項の規定により再任された教員は、所定の方法により、任期の定めのない教員となることの申出を学長に行うことができる。

2 前項の申出を行った教員に対しては、当該申出を受理した日をもって、この規則を適用しないものとする。

(同意)

第5条 任期を定めて教員を雇用する場合には、文書により、当該雇用される者の同意を得るものとする。

(周知)

第6条 この規則を定め、又は改廃したときは、京都工芸繊維大学学報等により、広く周知を図るものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年12月16日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則(平成13年3月15日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月25日)

この規程は、平成13年10月25日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則(平成14年2月21日)

この規程は、平成14年2月21日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則(平成14年9月26日)

この規程は、平成14年9月26日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則(平成15年1月23日)

この規程は、平成15年1月23日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則(平成15年3月20日)

この規程は、平成15年3月20日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則(平成15年7月31日)

この規程は、平成15年7月31日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則(平成16年4月1日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により身分を承継された教員のうち、改正前の京都工芸繊維大学教員の任期に関する規程の適用を受けていた者の任期については、第2条の規定にかかわらず、その者のこの規則の施

行日における残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成17年6月20日)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年9月21日)

この規則は、平成18年10月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

附 則(平成18年11月16日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。ただし、この規則の施行日前から引き続き本学の助手であって、改正前の規則の適用を受けていない者が助教に任用される場合は適用しない。
- 2 この規則の施行日の前日において、改正前の規則の適用を受けていた助教授が、同一組織の准教授となる場合の任期は、その者のこの規則の施行日における残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成18年12月21日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、改正前の規則の適用を受けていた地域共同研究センターの教員が創造連携センターの教員となる場合の任期は、その者のこの規則の施行日における残任期間の相当する期間とする。

附 則(平成21年12月17日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則の施行日前から引き続き本学の専任の教員であって、この規則の施行日の前日において任期の定めのない者が、改正後のこの規則別表1に掲げる組織の対象となる職に施行日に任用されるときは、同表の規定にかかわらず、任期を定めないものとする。

附 則(平成22年4月15日)

この規則は、平成22年4月15日から施行する。

附 則(平成25年3月14日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の規則は、この規則の施行日前から引き続き本学の専任の教員であって、この規則の施行日前に改正前の規則第2条第1項又は第2項第3項の規定により再任された教員にも適用する。

追加されます

附 則(一年一月一日制定第一号)

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

別表1(第3条第1項関係)

組織	職	任期	再任に関する事項
美術工芸資料館	教授	5年	可
	准教授	5年	可
情報科学センター	教授	5年	可
	准教授	5年	可
環境科学センター	教授	5年	可
	准教授	5年	可
昆虫バイオメディカル教育研究センター	准教授	5年	可
伝統みらい教育研究センター	准教授	5年	可
創造連携センター	教授	5年	可
	准教授	5年	可
ベンチャーラボラトリー	准教授	5年	否
総合教育センター	教授	5年	否
	准教授	5年	否
アドミッションセンター	教授	5年	可
	准教授	5年	可
研究推進本部	教授	5年	否
	准教授	5年	否
国際センター	教授	5年	否
	准教授	5年	否

別表2(第3条第2項関係第3条第3項関係)

職	任期	再任に関する事項
講師	5年	否
助教	5年	可
助手	5年	可